○○地区自主防災会規約（案）

（名称）

第１条　この会の名称は、○○地区自主防災会（以下｢本会｣という。）とする。

（所在地）

第２条　本会の活動拠点は、○○集会所とする。

（目的）

第３条　本会は、住民の互助精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）防災に関する知識の普及に関すること。

（２）地域の災害危険箇所の把握に関すること。

（３）防災訓練の実施に関すること。

（４）災害等の発生時における情報の収集伝達、避難誘導、初期消火、救出救護、給食給水等応急対策に関すること。

（５）防災資機材等の確保に関すること。

（６）高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握及び救護体制の整備に関すること。

（７）その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第５条　本会は、○○地区内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　　　　　　　　　１名

（２）副会長　　　　　　　　若干名

（３）防災委員　　　　　　　若干名

２　会長には区長を、副会長には副区長をもって充てる。防災委員は、会長が指名した者とする。

（役員の責務）

第７条　会長は、石川町災害対策本部の指示のもと、本会を代表するとともに会務を総括し、災害等の発生時における応急活動を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

３　防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に携わり、地区内で災害が発生した場合には情報の収集伝達、避難誘導、初期消火、救出救護、給食給水等の応急活動に当たる。

　（会議）

1. 本会の会議は、役員会とする。

（役員会）

第９条　役員会は、会長、副会長、防災委員で構成し、会長が召集する。

２　総会は、次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること。

（２）行動計画の作成及び改正に関すること。

（３）事業計画に関すること。

（４）その他、特に必要と認めたこと。

（行動計画）

第１０条　本会は、災害等による被害防止及び軽減を図るため、行動計画を作成する。

２　行動計画は、前条の事業を達成するために必要な事項を定める。

（経費）

第１１条　本会の運営に要する経費は、自主運営経費の範囲で行う。

（その他）

第１２条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

　附　則

　この規約は、平成　　年　　月　　日から施行する。